

公益社団法人富山県高等学校安全振興会

加入及び受給の手続きに関する規則

第1章 加入手続

(加入)

第1条 加入の申込みは、各学校(単P)単位で行う。

- 2 加入の申込は、所定の申込み用紙により3月10日から3月末日までの間に行う。
- 3 加入できる生徒・児童又は幼児(以下「生徒等」という)は、申込日当日に在籍する生徒等(新入生も含む)であり、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という)の災害共済給付の対象となっているものとする。ただし、休学者は除く。
- 4 転入や復学の生徒等・年度途中で加入を希望する場合は、その都度加入申込書を提出し、共済掛金・香料掛金を納入する。ただしこの場合、納入通知書は発行しない。

(共済掛金・香料掛金納入)

第2条 共済掛金・香料掛金の納入は、加入申込書に基づいて、事務局から送付される共済掛金・香料掛金納入通知書により、各学校で期限までに指定の銀行に振り込むものとする。

- 2 納入期限は、毎年6月30日とする。ただし、転入・復学者についてはその都度とする。
- 3 共済掛金の額は、毎年度生徒等1人当たりにつき、法律に基づいて過去の実績をもとに算出した額とする。
- 4 香料掛金の額は香料給付規程で定めた額とする。

第2章 受給手続

(各種共済金の請求手続)

第3条 死亡共済金の請求手続については、死亡共済金請求書に下記の書類を添付する。

- ・死亡診断書写
- ・災害報告書(センター提出書類の写)
- ・センターよりの給付金支払通知書の写

2 後遺障害共済金の請求手続については、後遺障害共済金請求書に下記の書類を添付する。

- ・災害報告書(センター提出書類の写)
- ・障害報告書(センター提出書類の写)
- ・センターよりの障害見舞金の支給決定についての写
- ・センターよりの給付金支払通知書の写

3 負傷共済金の請求手続については、負傷共済金請求書に下記の書類を添付する。

- ・災害報告書(センター提出書類の写)

- ・センターの給付金支払通知書の写（同一傷病で第2回目以後の請求には、災害継続報告書・給付金支払通知書の写を添付）
- 4 義歯共済金の請求手続きについては、義歯共済金請求書に下記の書類を添付する。
 - ・災害報告書(センター提出書類またはその写)
 - ・自費診断書の支払証明書（領収書等の写）
 - 5 特別死亡共済金については、特別死亡共済金請求書に下記の書類を添付する。
 - ・特別請求理由説明書（様式は定めないが、できるだけ詳細に記入）
 - ・センターの給付を受けることができるとした場合に提出する必要がある書類

（香料の請求手続）

第4条 香料の請求手続については、香料請求書に下記の書類を添付する。

- ・死亡診断書写（火葬許可証の写、住民票の除籍抄本又は除籍後の指導要録の写でもよい）

（共済金の支払方法）

第5条 共済金の請求があったときは、その内容を審査し、規程に基づいて給付額を決定し、共済金支払通知書に生徒等氏名、共済金額等を記入して請求学校のPTA会長宛に送付する。共済金は学校指定の金融機関の口座に送金する。

2 振込口座は原則として学校名義の口座とする。

（香料の支払い方法）

第6条 香料の請求があったときは、その内容を審査し、香料給付規程に基づいて香料支払通知書に生徒等氏名、香料額等を記入して請求学校のPTA会長宛に送付する。香料は学校指定の金融機関の口座に送金する。

2 振込口座は原則として学校名義の口座とする。